

大阪市告示第401号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第15項の規定により、指定寄附金等を受領する法人から主たる事務所の所在地変更の届出があったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和8年3月30日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地		変更年月日
公益財団法人メイク・ア・ウィッシュオブジヤパン	変更前	東京都千代田区一番町10番10号相模屋第三ビル3F	令和4年 12月1日
	変更後	東京都千代田区九段南三丁目2番4号アシスト麹町ビル4F	
公益社団法人日本海員掖済会	変更前	東京都中央区明石町1番29号	令和5年 7月24日
	変更後	東京都文京区湯島一丁目5番28号	
認定NPO法人大阪府高齢者大学校	変更前	大阪府中央区法円坂1-1-35アネックスパル法円坂	令和7年 1月24日
	変更後	大阪府中央区法円坂一丁目1番18号	

(財政局税務部課税課)